特別清算開始

平成２３年（ヒ）第３号
青森市堤町２丁目１番３号
清算株式会社　株式会社ケーアール
代表清算人　中野　幸恵
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所第２民事部

平成２３年（ヒ）第３０３２号
大阪市北区西天満４丁目７番12号
清算株式会社　株式会社アダチ
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第３０３３号
大阪市北区西天満４丁目７番12号
清算株式会社　株式会社ほっこく
代表清算人　磯田　光男
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０５７号
東京都品川区東品川４丁目12番３号
清算株式会社　楽天エンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成１８年（ヒ）第１０４号
和歌山県新宮市井の沢６番61号
清算株式会社　株式会社マツモト
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

平成１８年（ヒ）第１０５号
和歌山県東牟婁郡串本町串本916番地の２
清算株式会社　株式会社ミナミ
1　決定年月日　平成23年12月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第２０１号
山口県防府市大字新田820番地
清算株式会社　毎日給食株式会社
清算人　山本　一美
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
山口地方裁判所

再生手続開始

平成２３年（再）第９号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目８番１号
再生債務者　染谷　信次
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月18日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年３月７日から平成24年３月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再）第３号
京都府宇治市菟道西隼上り３番地
再生債務者　株式会社アイビー
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月25日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年２月22日から平成24年２月29日まで
京都地方裁判所第５民事部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第１号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　有限会社岡山県ブロイラー
特別調査期間　平成24年１月５日から平成24年１月20日まで
平成23年12月16日　岡山地方裁判所津山支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第３３号
大阪市西区川口３丁目７番29号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区本町橋８番３号
再生債務者　唐木栄研株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成23年11月21日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年１月26日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年１月12日
平成23年12月13日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1271番地
再生債務者　有限会社熱川グリーンホテル
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年12月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

平成２３年（再）第６号
熊本県天草市有明町上津浦2928番地
再生債務者　株式会社ザ・マスターズコーポレーション
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成23年12月15日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号
大阪市北区中之島２丁目２番２号大阪中之島ビル８階小松法律特許事務所内、開始決定時の本店所在地大阪市淀川区西中島６丁目１番１号新大阪プライムタワー
再生債務者　株式会社アイ・エックス・アイ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画が遂行されることが確実であると認めるに至った。
平成23年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（再）第２号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦509番地３
再生債務者　有限会社松下商事
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法188条２項に定める事由がある。
平成23年12月16日　佐賀地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第７６号
栃木県宇都宮市八千代１丁目15番５号　県営西川田住宅５号棟29号室
再生債務者　小宮　純一
1　決定年月日時　平成23年12月15日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月５日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月19日から平成24年１月27日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第７３号
栃木県日光市足尾町2281番地
再生債務者　佐藤　　均
1　決定年月日時　平成23年12月16日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月20日から平成24年１月30日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第５３７号
札幌市清田区平岡２条３丁目６番37号
再生債務者　楠　　晃一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月23日から平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第１４号
宮城県大崎市古川小稲葉町２番１号
再生債務者　相澤　　聡（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年１月10日まで
4　一般異議申述期間　平成24年１月24日から平成24年２月７日まで
仙台地方裁判所古川支部個人再生係